

平成14年4月24日
女性に対する暴力に
関する専門調査会

内閣府説明レジュメ

1 配偶者間暴力対策調整官の新設（資料3 - 2）

2 配偶者暴力防止法の施行状況等

(1) 配偶者暴力相談支援センターの設置状況等（資料3 - 3、4）

(2) 保護命令件数等（資料3 - 5）

平成14年2月末まで	発令	233件
	平均審理期間	9.8日

(3) 民間団体に対する援助

地方公共団体が行った民間団体に対する財政的援助が、平成14年3月の特別交付税の算定基準に盛り込まれた。

3 「配偶者からの暴力 相談の手引」の販売について

財務省印刷局発行 定価700円（税別）

4 情報提供事業（資料3 - 6）

内閣府男女共同参画局のホームページから入る。

男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/>

内閣府本府組織規則（平成十三年一月六日内閣府令第一号）抄

第四節 男女共同参画局

（企画官、調査官及び男女共同参画分析官）

第十条 総務課に、企画官、調査官及び男女共同参画分析官それぞれ一人を置く。

- 2 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。
- 3 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。
- 4 男女共同参画分析官は、命を受けて、政府の施策に関する男女共同参画社会の形成の観点からの調査及び分析を行う。

（男女共同参画推進官及び配偶者間暴力対策調整官）

第十一条 推進課に、男女共同参画推進官及び配偶者間暴力対策調整官それぞれ一人を置く。

- 2 男女共同参画推進官は、命を受けて、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第五条に規定する政策又は方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保に関する施策の推進を行う。
- 3 配偶者間暴力対策調整官は、命を受けて、推進課の所掌事務のうち配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関するものの企画及び立案並びに調整を行う。

資料3-3

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧

(14. 4. 18現在)

電話番号については、相談専用の電話がある場合には相談電話番号を、ない場合は代表番号を載せています。施設によって相談受付時間等が異なっておりますので、各施設にお問い合わせください。

都道府県名	施設名称	相談電話
北海道	北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
青森県	青森県女性相談所	017-781-2000 DVホットライン 0120-87-3081
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022
	青森県東地方健康福祉こどもセンター	017-734-9952
	青森県中南地方健康福祉こどもセンター	0172-32-1131
	青森県三戸地方健康福祉こどもセンター	0178-27-4435
	青森県西北地方健康福祉こどもセンター	0173-35-2156
	青森県下北地方健康福祉こどもセンター	0175-22-2296
	青森県上北地方健康福祉こどもセンター	0176-62-2145
岩手県	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9608~9610 休日夜間 019-652-4152
宮城県	宮城県婦人相談所	022-224-1498
秋田県	秋田県女性相談所	018-835-9052
	秋田県大館鹿角健康福祉センター	0186-52-3951
	秋田県鷹巣阿仁健康福祉センター	0186-62-1275
	秋田県能代山本健康福祉センター	0185-52-5105
	秋田県秋田中央健康福祉センター	018-855-5171
	秋田県本荘由利健康福祉センター	0184-22-5434
	秋田県大曲仙北健康福祉センター	0187-62-5355
	秋田県横手平鹿健康福祉センター	0182-32-3294
	秋田県湯沢雄勝健康福祉センター	0183-73-6100
	秋田県男女共同参画センター	018-836-7846
山形県	山形県婦人相談所	023-627-1195
福島県	福島県婦人相談所	024-522-1010
	福島県男女共生センター	0243-23-8320
	福島県県北保健福祉事務所	024-534-4155
	福島県県中保健福祉事務所	0248-75-7809
	福島県県南保健福祉事務所	0248-23-1538
	福島県会津保健福祉事務所	0242-29-5278
	福島県南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
	福島県相双保健福祉事務所	0244-26-1134

茨城県	茨城県婦人相談所	029-221-4166
栃木県	栃木県婦人相談所	028-622-8644
群馬県	群馬県女性相談所	027-261-7838
埼玉県	埼玉県婦人相談センター	048-600-6060
千葉県	千葉県女性サポートセンター	043-302-1015
	千葉県女性センター	04-7140-8605
東京都	東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
	東京都女性相談センター	03-5261-3914
神奈川県	神奈川県婦人相談所	045-313-0745
	神奈川県立かながわ女性センター	0466-27-9799
新潟県	新潟県女性福祉相談所	025-382-4152
富山県	富山県女性相談センター	076-421-6252
石川県	石川県女性相談支援センター	076-221-8740 076-233-3741
福井県	福井県生活学習館	0776-41-7111~7112
	福井県総合福祉相談所	0776-24-6261
山梨県	山梨県女性相談所	055-254-8635
長野県	長野県婦人相談所	026-235-5710
岐阜県	岐阜県女性相談センター	058-274-7377
静岡県	静岡県女性相談センター	054-286-9217
愛知県	愛知県女性相談センター	052-913-3300
三重県	三重県女性相談所	059-231-5600
滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター	048-37-8739
	滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
京都府	京都府婦人相談所	075-441-7590
大阪府	大阪府女性相談センター	06-6725-8511
	大阪府立女性総合センター	06-6946-7890
	大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277
	大阪府池田子ども家庭センター	0727-51-3012
	大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049
	大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077
	大阪府堺子ども家庭センター	072-281-5306
	大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065
大阪府岸和田市子ども家庭センター	0724-41-7794	
兵庫県	兵庫県立女性相談センター	078-732-7700
奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083
和歌山県	和歌山県女性相談所	073-445-0793

鳥取県	鳥取県婦人相談所	0857-27-8630
島根県	島根県女性相談センター	0854-84-5661
岡山県	岡山県女性相談所	086-243-0022
	岡山県男女共同参画推進センター	086-235-3310
広島県	広島県立婦人相談所	082-255-8801
山口県	山口県男女共同参画相談センター	083-901-1122
徳島県	徳島県女性支援センター	088-652-5503 088-623-8110
香川県	香川県子ども女性相談センター	087-835-3211
愛媛県	愛媛県婦人相談所	089-941-3490
	愛媛県女性総合センター	089-926-1644
高知県	高知県女性相談所	088-822-5520
福岡県	福岡県女性相談所	092-711-9874
佐賀県	佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
	佐賀県立女性センター	0952-26-0018
長崎県	長崎県婦人相談所	095-846-0560
熊本県	熊本県婦人相談所	096-381-4411
大分県	大分県婦人相談所	097-544-3900
宮崎県	宮崎県婦人相談所	0985-22-3858
鹿児島県	鹿児島県婦人相談所	099-222-1467
沖縄県	沖縄県女性相談所	098-854-1172

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査票

別紙 1

都道府県名平成 年 月 分

1 相談件数等

相談の種類	件数	被害者の年齢							加害者との関係			
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	配偶者			離婚済
									届出あり	届出なし	届出有無不明	
来所												
電話												
その他												
計												

2 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数 件3 第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数 件4 第6条よる通報を受けた件数 件

1～4のそれぞれについて、被害者が男性の場合は（ ）に内数として計上する。

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(最高裁判所事務総局民事局)

1 新受, 未済, 既済件数

	新受	未済	既済件数						
			認容(保護命令発令)			却下	取下げ		
			接近禁止のみ	退去のみ	退去 接近禁止				
平成13年10月	43	25	18	12	8	0	4	0	6
平成13年11月	67	24	68	56	40	0	16	2	10
平成13年12月	61	18	67	55	43	0	12	2	10
平成14年1月	73	32	59	46	33	1	12	2	11
平成14年2月	62	16	78	64	44	0	20	2	12
合計	306	16	290	233	168	1	64	8	49

2 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間 (平成13年10月～平成14年2月)	9.8日
--	------

- * 以上の数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
- * 平成13年10月分は、10月13日施行以降の件数である。
- * 未済件数は、各月末日現在、審理中の事案の件数である。
- * 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む

配偶者からの暴力被害者支援情報の提供

内閣府男女共同参画局では、ホームページにおいて、配偶者からの暴力被害者の支援に役立つ、関係施設、関連法令、制度などに関する情報を提供しています。
ぜひ御活用下さい。



内閣府男女共同参画局のホームページから御覧いただけます。

内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/>
トップページの左下の「配偶者からの暴力被害者支援情報」をクリックしてください。